

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第29条の表中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

別表第5の7の項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表の10の項、11の項、20の項、27の項、32の項及び43の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として田園住居地域を指定するとともに、同地域において建築物の建築等を行う場合の許可の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。